

フランスの家族と家族手当政策

千葉大学教授 藤井良治

1 はじめに

フランスの人口は約5400万人。このうち20歳未満が30%弱、65歳以上が13%前後であり、この構成比は第2次大戦後大きく変わらなかった。フランスは、人口高齢化という点で先進諸国の中でもっとも早く人口の高齢化を実現し、すでに19世紀半ばに65歳以上人口は7%に達していたが、第2次大戦後の人口高齢化のスピードは比較的緩慢であった。その間、人口高齢化の原因は、高齢者の寿命が伸びたことにより、出生数の減少によるものであることが明らかになり、人口増加を図るという目的から家族政策が重視されるようになった。こうした人口政策と第1次大戦出征兵士家族に対する経済的援助の必要性などが重なり合って、今日の家族手当制度を生み出すことにもなった。

第2次大戦後、他の国々と同じように、フランスでも一時的ベビーブームが到来したが、高度経済成長期に入ると出生率は低下し始め、1970年代末には人口粗生産率（1人の女性が生涯に産む子どもの数。人口が減少しないためには2.1以上必要とされる）は1.8前後となったため、人口政策面からの危機感が再び強まっている。しかし、最近の出生率低下現象は、第2次大戦前における家族と異なる家族形態に変化

していることによる。すなわち、出生率の低下と並行して婚姻率も低下し、逆に離婚率の増加が顕著になっていることなどである。1972年から1985年の間に、婚姻数は416,000組から273,000組に減ったのに対して、離婚は43,000組から109,600組に倍増している。こうした変化の背景には、経済成長によってもたらされた経済的社会的変化にともなう高学歴化、女性の社会進出などがある。こうした変化に加えて、避妊薬の許可（1967年）、妊娠中絶法、離婚法改正（いずれも1975年）など、子を産む性としての女性の解放が急速に実現しつつあることである。女性をとり巻く社会環境の変化は、法的婚姻形式をとらない男女の同居、同棲を増加させている。こうしたカップルは1985年に100万組をこえているが、それらのうち結婚にまで至るのは3分の2に過ぎない。しかも、法的な結婚によらない出生も増えており、1984年には全出生の18.5%、135,000人が婚外出生となっている。

子どもを産む世代の行動様式や家族観の変化は子と親のあり方を変化させている。両親の離婚や別居によって父母のどちらかに子どもたちが引きとられることによって片親家庭が増加しており、1975年から82年の7年間で25%増加している。いいかえれば、子どもたちの10世帯のうち1世帯が片親家庭だということになる。あ

る社会学者は、子どもたちの4人に1人は、1度は片親家庭の経験をもっている勘定であるといっている。しかし、こうした伝統的家族や結婚の崩壊傾向が際限なく続くわけではなく、伝統的な家族を中心にして、同棲、離婚、別居、片親家庭、さらに片親家庭同士の結びつきによる複合家族などの家族が混在する社会がノーマルであるという方向に向かっているというのが社会学者や人口学者たちの見解である。個々の片親家庭は一時的であるにしても、全体的な片親家庭の急増に対して、フランスの家族政策はこの問題を新しい主題であると考え、家族手当制度などを通じてこの問題に立ち向かおうとしている。そこで、以下に、フランスにおける家族の変貌を概観し、そうした変貌に対して経済および福祉面で対応しようとしてきた家族手当政策について見ることにする。

2 フランスの家族の変化

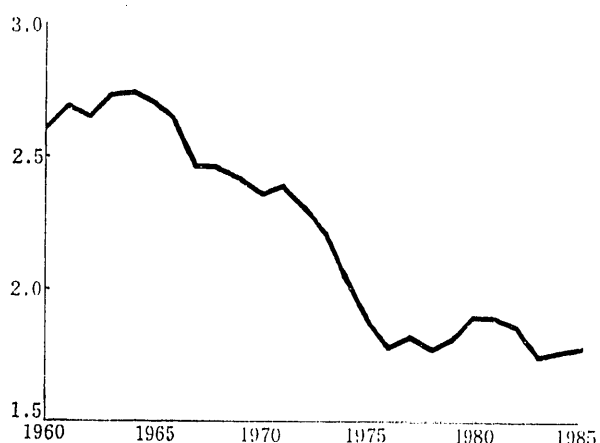
(1) 出生率の低下

フランスの出生率は19世紀以降減少しているが、20世紀に入って大きな減少を2回経験している。

最初の減少は、1920年代後半から1930年代にかけてであり、2度目の減少は1970年代以降である。とくに、1920年代から30年代の人口出生率の低下を契機にして、フランスの家族政策は人口政策的見地から強力に進められ、1932年に家族手当法が制定されることになった。2度目の出生率減少は1960年代後半から始まり、高度経済成長期と重なって進行してきた。この出生率低下は家族構成の変化となって表れている。1975年の国勢調査では、子の数が3人未満の世帯は全体の85.9%を占め、3人以上の家庭

表1 人口粗再生産率の推移

時 期	人口粗再生産率 (女子100に対する)
1806 — 1810	199
1826 — 1830	192
1851 — 1855	165
1876 — 1880	169
1901 — 1905	137
1911 — 1913	120
1920 — 1925	120
1926 — 1930	112
1931 — 1935	106
1936 — 1938	102
1946 — 1950	146
1951 — 1955	133
1956 — 1960	132
1961 — 1965	139
1966 — 1970	127
1971 — 1975	109
1976 — 1980	91
1981	95
1982	93
1983	87
1984	88
1985	89
1986	90



資料：INSEE : Etat civil

図1 女子1人当たりの子の数の推移

は14.1%であるが、子の数は全体の半数近く(46.9%)を占めている(表3)。これから分かるように、第2次大戦後、フランスの出生率が回復したのは、子のいない家族とひとりっ子

表2 第1次大戦と第2次大戦の間の出生数推移

年次	人口	出生
1920年	39,000,000 (人)	833,500 (人)
1930年	41,610,000	750,000
1938年	41,960,000	612,200

資料：人口問題研究所 (INED)

家族が減ったことと3子以上家族が増えたからである。しかし、この出生率回復は長く続かず、1970年代に入ると、ひとりっ子家族が増え始めたのに対して、3子以上家族が減り始めた。1964年における第3子出生数は131,000人であったが、1977年には75,000人に減った。1970年の第3子出生の割合は29.8%であったが、1977年には18.2%に落ち込んだ。また、5人以上の家族は13.2%から2.5%に減少している。

フランスにおける出生数の減少の原因としてあげられるのは、住宅の狭さ、収入の低さなど

表3 子の数による家族構成比

扶養する子の数	家族数 (1)	(1)の百分率 (2)	子の数 (3)	(3)の百分率 (4)
ゼロまたは扶養する子がない	5,836,380	44.3	0	0
1人	3,109,540	23.6	3,109,540	21.0
2人	2,373,580	18.0	4,747,160	32.1
				53.1
3人	1,087,600	8.4	3,262,800	22.1
4人	426,780	3.2	1,707,120	11.5
5人	180,000	1.3	900,000	6.1
6人以上	161,000	1.2	1,460,500	7.1
	7,338,500	55.7		
計	13,174,880	100	14,773,120	100

資料：Recensement 1975

である。収入によって子どもの数が制限されているかについては必ずしも確実なデータがあるわけではない。子の数と収入の関連を示した統計 (表3) と妻が職業をもっているかどうかにか

表4 離婚および婚姻数の推移

年次	離婚数 (1)	1970年を100とした指数 (2)	婚姻1,000組あたり離婚率 (3)	1970年を100とした(3)の指数 (4)	婚姻数 (5)	1970年を100とした(5)の指数
1967年	37,194				345,578	
1968	36,063				356,600	
1969	37,453				380,800	
1970	37,447	100	113.1	100	393,686	100
1971	40,066	107	119.5	106	406,416	103.2
1972	43,362	116	127.8	113	416,521	105.8
1973	46,047	123	133.5	118	400,740	101.8
1974	51,840	139	148.1	131	394,755	100.3
1975	54,306	145	159.9	141	387,379	98.4
1976	59,190	158	164.9	146	374,003	95.0
1977	70,019	187	194.2	172	368,166	93.5
1978	72,903	195	201.7	178	354,628	90.1
1979	77,207	206	211.7	187	340,405	86.5
1980	79,689	213	225.4	199	334,377	84.9
1981	86,159	230	238.2	211	315,117	80.0
1982	92,348	247	256.3	227	312,405	79.4
1983	97,070	259	271.3	240	300,513	76.3
1984	102,432	274	288.4	255	281,402	71.5

資料：Donnée Sociales 1987, INSEE

よって出生数に関する統計(表4)からみると、前者は、子の数の多いのは低所得家族であり、後者は、無職の妻より働いている妻の方が子の数が多い。

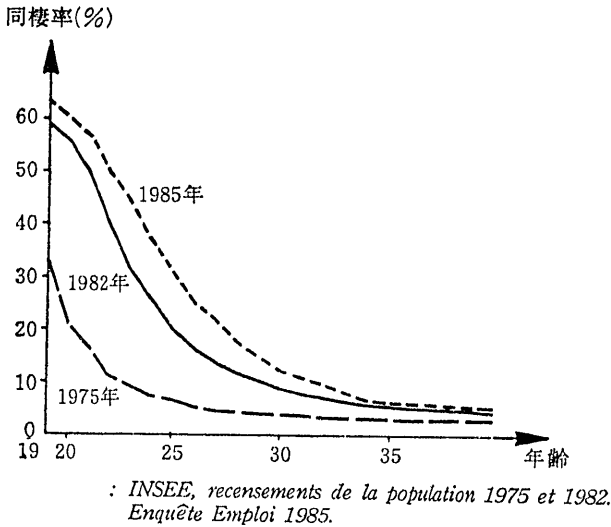


図2 年齢別婚外同棲率の推移

表5 離婚事由の推移

	1976	1984	主たる請求者が妻である場合	
			1976	1984
総計	100	100	67.1	72.9
協議離婚	25.6	47.2	—	—
うち、共同請求によるもの	20.3	32.8	—	—
一方の請求によるもの	5.3	14.2	60.2	67.3
過失	70.7	51.7	69.6	75.1
共同生活の破棄	3.7	1.1	28.7	44.7

資料: Ministère de la Justice, répertoire général civil

(2) 婚姻の減少

出生の減少に対して、婚姻は一時期増加し、その後減少傾向にあるが、離婚は同じ時期に一貫して増加している。1968年から1978年の10年間をみると、婚姻数はやや減少しているのに対して、離婚は2.27倍の増加であり、1978年においては、4.35組の結婚に対して1組が離婚して

いる計算になる(1986年では婚姻100組に対し離婚は31.8組である)。これに比べて、1968年では離婚は結婚10組に対して1組であった。こうした傾向について L. Roussel は、現在20歳の世代の4人に1人は、同棲かどうかを問わなければ、単身者であることになると述べている。

これまで、結婚は経済的動機に負うところが大きいと考えられてきたが、女性の高学歴化や社会進出によって経済的自立が強まるにつれて、結婚は対等な人間関係の上に成り立つようになり、さらには結婚という伝統的形態にとらわれる必要性もなくなりつつある。一方、フランスの家族政策はこうした傾向に反して、宗教上の理由だけでなく人口政策上離婚に対して法的に厳しい態度をとってきたため、事実上の離婚であっても離婚として認められないままのものが多かったが、1975年7月に協議離婚を認めたことにより、統計に現れる離婚数も多くなっている。

(3) 同棲ないしは自由結婚

婚姻の減少と逆に増えているのは同棲ないしは自由結婚(Union libre)とよばれるものである。自由結婚はとくに若年者に多くみられ(表5および表6)、その増加が人口に与える影響や家族政策へのインパクトが問題とされるようになってきている。

自由結婚ないしは同棲がなぜ増えているかということについての解釈としてさまざまなものがあるが、その第一は、同棲は結婚の代替的形態ないしは結婚の延期であるという解釈である。その証拠として、最初の結婚の年齢が上がっていることがあげられる。1980年の男子の初婚年齢は25.2歳であったが、1984年には26歳になっている。また、25歳未満の独身女性の結婚は1972

表6 法律上夫婦および法律外夫婦の推移

(単位:千)

	1962	1968	1975	1982	1985
全夫婦	10,619	11,366	12,400	13,244	13,242
法律上夫婦の割合	97.1%	97.2%	96.4%	93.7%	92.6%
法律外夫婦の割合	2.9%	2.8%	3.6%	6.3%	7.4%
35歳未満	2,375	2,545	3,257	3,541	3,212
法律上夫婦の割合	97.5%	97.4%	94.9%	86.9%	81.7%
法律外夫婦の割合	2.5%	2.6%	5.1%	13.1%	18.3%
35歳以上	8,244	8,821	9,143	9,703	10,030
法律上夫婦の割合	97.0%	97.2%	96.9%	96.2%	96.2%
法律外夫婦の割合	3.0%	2.8%	3.1%	3.8%	3.8%

資料: Resensements et Enquêtes Emploi, INSEE

表7 婚外夫婦の年齢別割合の推移

(単位%)

	1982	1983	1984	1985
35歳未満男子	13.0	14.8	16.4	18.3
うち25歳未満	32.6	37.1	40.9	43.3
25歳 ~ 29歳	13.7	16.1	19.2	21.5
30歳 ~ 34歳	7.3	8.0	8.3	9.5
35歳未満女子	11.6	13.1	14.6	16.0
うち25歳未満	25.0	28.2	31.1	33.0
25歳 ~ 29歳	9.5	11.1	13.0	15.2
30歳 ~ 34歳	5.9	6.4	7.2	7.8

資料: Enquêtes Emploi, 1982~1985

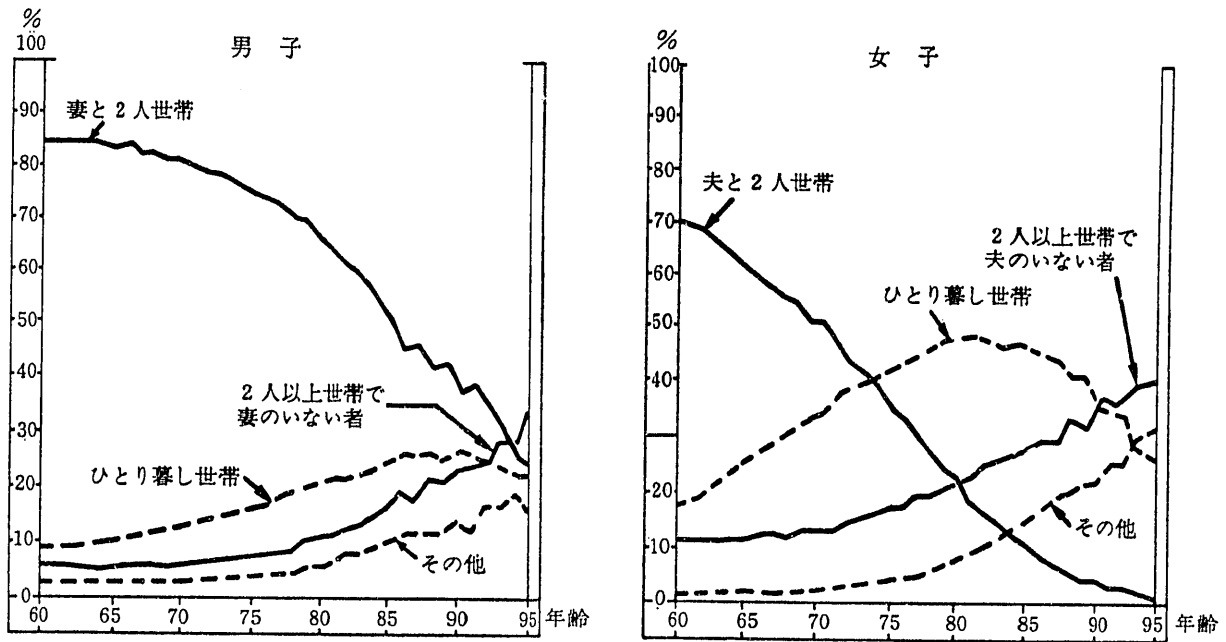
年に314,000件であったが、1984年には163,000件に減っており、独身女性の割合は、20歳から24歳の者について、1975年の55%から1982年の65%へと10ポイント増えている。

若年者の同棲にはライフスタイルとしてのものと結婚を前提としたものがあるが、前者の場合であっても家族関係や職場関係から、あるいは経済的理由から、あるいは生まれた子が学齢に達したことなどから法律上の結婚に至るものもある。しかし、近年、子どもが生まれてもなお、法律的結婚をせずにいるものの数が増えており、同棲の普及によって経済的な動機や社会的動機に左右されない世代が増えていることがうかがえる。1975年から84年までの9年

間に結婚していないカップルによる出生数は63,000から135,000と倍増しており、出生全体の5分の1を占めている。

一方、離婚経験者が結婚ではなく同棲形態をとるケースも多くなっており、結婚しているカップルに比べて離婚経験者カップルの場合の相手は若年者であることが多い。また、若年同棲の場合の60%以上は少なくともどちらかが離婚経験者であり(表7)、しかも子持ちである。

いずれにせよ、同棲が増加している理由は多種多様であるが、結婚前に同棲を経験しているカップルの数が増えていることは事実である。1984年の戸籍調査によれば、独身者の双方の婚姻届住所がその前後で変わっていないこと



資料: Resensement 1982, INSEE

図3 高齢者世帯と生活の場

が多く(43%), さらに、男子の年齢は30から39歳であり(64%), 双方が離婚者であるケースは80%に達する。

こうした家族や結婚のあり方の変化は、出生率低下、片親家族の増加、ひとり暮らし(とくに老年層)などの問題を生んでいる。同棲が増加しているのとは逆に、ひとり暮らしも増えている。ひとり暮らしは、老人に多くみられるだけでなく若年層にも増えており、1982年に35歳未満のひとり暮らしは1,025,000人だったが、毎年漸増し、1985年には1,190,000人になっている。他方、これまで若者が両親のもとを離れて独立する傾向が一般的だったが、1980年代に入って逆に両親のもとに止まる若者が増え始めている。20歳から24歳までの男子で両親と一緒に住む者の割合は、1982年で62.4%であったのが1985年では67.7%となっている。女子の場合も、同じ時期に、40.2%から45.7%に増えている。その最大の理由は経済の停滞による雇用機会の減少があげられるが、それ以外にも国内移

動の機会が少なくなったことや就学期間の延長などをあげることができる。

3 家族手当政策の変化

(1) 家族手当前史

フランスの家族手当制度は、フランスの家族の変貌とともに変化してきている。

家族手当制度の前身は19世紀末のL. HarmelやLe Playらの経営者による家族手当制度であり、20世紀に入ってから、第1次大戦出征兵士家族救済を目的とした家族手当制度であった。第1次大戦後、とくに人口政策的見地から民間事業としてではなく国の積極的関与が求められるようになった。こうした動きは、多子家族に対する減税、免税、鉄道運賃割引などのほか、低家賃住宅提供措置などを生んだ。さらに、妊娠中絶禁止に関する法律も作られた(1923年)。

積極的な人口政策と並行して、家族手当金庫

は活発に創設され、1920年だけで49金庫が創設された。しかし、その間も出生率の減少が続いたため、1928年の社会保険法に続いて、1932年にすべての商工業被用者に対する強制加入制度として家族手当制度が制定された。さらに、1937年には農業被用者、1938年には農業経営者および職人に拡大適用され、最終的には1939年の家族法典に組み込まれることになる。家族法典は、フランスの人口増加に寄与する家族構成、すなわち3子以上の家族に対する優遇をうたい、また就業者のみならず、無職者に対しても扶助の枠内ではあるが家族手当を支給することを定めた。

(2) 第2次大戦中の家族手当政策

第2次大戦が始まると、戦争遂行に大量の兵士が必要とされることから、生めよふやせよといった要求が高まり、家族法典に盛られた家族政策および家族手当政策を一層強化する方向がとられた。ドイツ占領下にあった1940年から45年にかけて、1932年法および1939年法が就業を家族手当支給の条件としていたのを緩和し、完全失業者および部分失業者に拡大し(1940年)、さらに病気の社会保険被保険者や退職者(1941年)、廃疾社会保険被保険者(1942年)に適用拡大していった。

適用拡大とともに3子以上の家族に対する手当金増額のほか、被用者としての稼ぎ手が1人である世帯に対する単一賃金手当(allocation de salaire unique)の創設(1941年3月29日法)など給付改善が行われた。とりわけ、単一賃金手当は家族手当の50%近くを占めることになり、2子以上をもつ家庭の妻の5分の4以上がこの手当を受給した。

(3) 戦後の家族手当政策

第2次大戦が終了すると、簡素化して本来の児童手当を基礎とし、単一賃金手当および出産手当から成る家族手当制度にすることが図られた。その背景には、出生率が回復してきたことや家族手当支出が全社会保障支出の40%近くを占めるに至っているということがあった。

1946年に人口家族審議会(Haut Comtié Consultatif de la Population et de la Famille)は政府に対して、家族手当と賃金とをリンクさせること、産前手当金創設、出産手当の適用拡大、手当金増額、フランス国籍をもつ嫡出子に限らず外国籍および庶子への唯一賃金手当適用拡大、住宅手当創設などを提案した。政府は、これらの提案を全面的に受けいれて、給付改善を盛り込んだ法案を議会に提出したが、財政上の理由から全面的な改善には至らなかった。

これ以後、新規手当の創設が相次ぎ、住宅手当(1948年)、自営業者等に対する主婦手当(1955年、被用者の単一賃金手当に対応するものである)、未成年廃疾者の特殊教育手当(1963年)などが創設されている。

一方、1946年度予算法において、家族扶養に対する税制改革が行われ、いわゆる家族係数(quotient familial)制度ができた。家族係数は、家族扶養の有無や規模に応じて所得税控除を行うもので、次のような係数を設定した。

- ・ 単身者、離婚者または寡婦であって、子のいない場合……………1単位
- ・ 結婚して(3年たっても)子のいない場合……………1.5単位
- ・ 結婚3年未満、扶養する子がいる場合……………2単位
- ・ 扶養する子がいる場合、
子1人につき……………0.5単位

家族係数制度は単純で、公平であるといわれる一方で、A. Sauvy が家族係数が高所得者に対して過度に恩恵を与えると評したように、家族係数制度は被扶養者数のみに着目して世帯全体の収入の大小には関係しないので不公平であるという批判も強かった。

1960年代に入って、家族に関する税制や家族手当制度改革に関して多くの報告書が作成され、たとえばダブルル報告（1963年）、ボルダ報告（1965）、フリデル報告（1967年）などで、全体で8報告書が出されている。なかでも、第6次5か年計画の人口問題作業グループであるラロック委員会は、児童中心の家族政策を高齢者政策へシフトすることや福祉施設やサービス重視の方向で見直すことを強調した。また、所得や若年世帯のニーズに応じて給付を変えること、若年世帯に対する貸付制度（子の出生ごとに返還金減額を含む）の創設、第3子および第3子に対する援助強化、単一賃金手当と主婦手当の増額、家族手当支給額を所得税対象所得に合算することによる給付の調整、住宅手当を含む住宅全体に対する家族手当のいっそうの関与なども提案された。

政府はラロック委員会の提案をうけて、とくに高齢者と成人障害者に対する政策を重視することとし、また家族手当に関しては、家庭に止まるか、仕事を続けるかを選ばせるように単一賃金手当に関する所得基準の採用、家庭手当の課税対象所得への合算、家族係数の見直しなど選別主義的色彩を強化する方向をうち出した。

（4）1970年代の家族手当政策

フランスの出生率は1970年代に入って再び後退しはじめたので、家族手当は本来の児童手当を強化することになる。その一方で、社会保障

費の膨張、とくに医療費の急増や高齢人口の増加にともなう年金や福祉支出の増加が顕著になりはじめた。こうしたなかで、児童を対象とする分野で改善が行われた。その一つは、未成年障害者に関するものであり、もう一つは孤児手当の新設（1970）である。前者は、すでに特殊教育手当として障害児の教育費用援助が行われていたが、施設収容者に限られていたものを施設以外の場合に拡張することとし、未成年障害者手当を新設した（1971）。後者は、離婚の増加などによって増加している片親家庭とその扶養児童に対するもので、それまで社会福祉によってカバーされていた領域を家族手当がカバーすることになった。孤児手当は片親家庭そのものを援助するだけでなく、子どもを他人の家庭に預けて養育してもらうようにする目的ももっている。

児童教育に関するもののほか、若年世帯、とくに子どものいない若年世帯に対する住宅手当（1972年1月）や住宅整備貸付制度（1972年11月）も設けられた。

老人や障害者など社会的弱者に対する援助は従来社会福祉の分野に属するものであったが、それらが家族政策の一環に組み入れられたのは1970年代の特徴といってよい。未成年障害者手当につづく成人障害者手当新設（1971年）や障害者のための住宅手当新設などがそうである。社会福祉的給付を家族給付に組み込んだ背景には、扶助から社会保障への発展をめざす方向が強まったことのほかに、社会保障費の増加によって他の給付部門の財政を家族給付から引きうけることになったことがある。

1970年代の家族政策の中心課題の一つは出生率回復を目的とした児童手当であり、もう一つは社会福祉的給付であるといったが、1973年の

石油危機を契機とする経済的停滞にもなって家族手当も重点的配分政策が強化されるようになった。たとえば、それまで障害者に対する家族手当給付として、特殊教育手当、未成年障害者手当がある一方、社会福祉手当も存在しており、錯綜していたそれらの給付を一本化して特別教育手当 (allocation d'éducation spéciale) を新設した (1975年)。この手当の支給条件はそれまでより緩和されたこともあり、支給件数は創設後5年で2.4倍以上に増えた。

また、片親家庭児童の保護強化を目的として孤児手当を拡充し (1975年)、支給率も従来の基礎月額15%を22.5%にまで引き上げた。

児童以外にも、成人障害者手当 (allocation aux handicapés adultes) を廃止して障害成人手当 (allocation aux adultes handicapés) を新設し、未成年者障害者の場合同様に支給条件を緩和し、給付額も最低年金の引き上げ率に合わせて増額するよう改められている。しかし、こうした社会福祉的給付の引き上げが大幅であったことから家族手当支出に与える影響は無視しえないものとなり、1978年に障害者に対する所得保証制度を創設して、家族手当へのは

ね返りを緩和する施策がとられることにもなった。

ところで、石油危機以降に新設あるいは統廃合された家族手当の支給は、特別教育手当以外のすべての給付、すなわち新学期手当 (allocation de rentrée scolaire)、障害成人手当、片親手当 (allocation de parent isolé)、対人住宅手当 (allocation personnalisée au logement)、家族補助 (complément familial)、家族所得付加手当 (supplément de revenu familial) などは所得額によることにされた。給付額が所得に応じてきめられる各種給付の家族手当給付全体に占める割合は1970年以降年々増加し、1981年にはほぼ50%となった (表8)。

(5) 負の所得税の実験

1970年の家族手当がアメリカやイギリスで議論され採用された負の所得税にもとづいた実験を試みたことについて触れる必要がある。フランスにおける負の所得税導入積極論は、L. Stoleru や C. Stoffaes らによって称えられ、家族給付において最低保証所得 (revenu minimum garanti) として具体化された。片親手当と家族所得付加給付がそれである。

片親手当は、家族扶養を一人で行い、一定所得以下の者に対して、扶養する子の数に応じて最低所得を保障するものである。すなわち、片親手当額として支給されるのは、所得上限額と当該扶養者の所得額の差額である。片親手当に対しては、急場しのぎの給付でしかなく、扶養にあたる親が職につくような誘因をもたず、不正受給が存在するなどの批判が少なくない。

もう一つの家族所得付加給付は、3子以上家族に対して最低所得保障を行うものである。しかし、最低所得層の家族は定額給付であり、そ

表8 家族手当給付と所得条件

年次	家族手当給付全体に占める所得リンク給付の割合
1970	13.6%
1971	14.3
1972	25.7
1973	35.7
1974	41.0
1975	40.5
1976	41.4
1977	44.0
1978	45.9
1979	48.5
1980	49.4
1981	49.9

資料：J.-J. Dupeyroux, Droit de la Sécurité sociale

の額が改定されぬまま据え置かれていることや対象所得上限も据え置かれているため、付加給付対象者は年々減少しており、本来の目的とはほど遠いという批判がなされている。

(6) 社会党政権と家族手当政策

1981年に保守政権に代わって社会党政権が誕生した。当初、政府は社会保障給付全般について給付額引き上げを図ったが、1982年に入って経済状況が悪化したため、物価および賃金の一時凍結などの措置がとられた。こうした措置とともに、社会保障支出抑制が強化されることにより、家族給付についても全面的に抑制が及び、出産給付や若年世帯貸付など人口政策に関する給付もその例外ではなかった。

(7) 家族手当給付の改編

これまで見てきたように、フランスの家族手当制度の給付は、家族政策だけでなく、社会保障政策の変化にもともなって新設されたり廃止されてきた。そのため、給付目的も内容もばらばらで重複するものとなり、全体の調整が必要であることが指摘されてきた。1980年代に入って、財政的な要請もあって家族給付の見直し作業が進められ、孤児手当に代わる家族支援手当(allocation de soutien familial)が創設された(1984年)。この手当は、孤児手当に比べて、扶養責任のある親に扶養能力のない場合に全額または一部を手当として支給するもので、親の扶養責任を強化している。

1985年1月には児童手当(法案では allocation au jeune enfant とであったが、法律では allocation pour jeune enfant となった)と養育手当(allocation parentale d'éducation)が新設された。幼児手当は、従来の産前手当、産

後手当および家族補助(complément familial)の一部を統合したもので、3歳未満の児童のいる家庭に支給される。ただし、両親が働いている場合は、3子以上でなくてはならない。育児手当は、出産休暇期間をこえて育児を希望する母親に対して、仕事を中断したり、仕事の量を減らさねばならない場合に支給するものである。

1986年12月に、幼児手当および育児手当の改正、家庭保育手当(allocation de garde d'enfant à domicile)の新設のほか、家族補助の特例、育児手当関連給付の併給、若年世帯貸付、出産を事由としない引越手当および雇主に対する出産休暇賃金相当払い戻しなどの廃止をきめた家族手当改革を行った。この家族政策の見直しによる家族手当改革と合わせて、1987年度予算法によって家族係数に関する改正が行われ、扶養する全ての児童について一律に係数を0.5(第4子以降は1.0)プラスすることになったが、税控除額などの点では厳しくなった。

新設の保育手当は、仕事をもつ親が3歳未満の子の面倒をみてもらうために育児をひとに頼む場合に支給されるもので、保育を引き受ける者の社会保険料等を含めて月額最高2,000フランである。

(8) 家族手当の現状と新しい動き

1986年12月の家族手当改革によって、現在フランスの家族手当制度は、次にあげるような家族扶養に関する手当および住宅関連給付を行い、そのほかに障害者や老人に対する福祉サービス事業を行っている。

- (1) 児童手当 (APJE) [a] [A] [B]
- (2) 家族手当(いわゆる児童手当。AF) [c] [B]

(3) 家族補足手当 [c] [A]

(5) 特別教育手当 [b] [B]

(4) 住宅手当 [d] [A]

(6) 家族支援手当 [c] [B]

表9 家族手当とその給付月額 (1988年7月1日現在)

(単位：フラン)

給 付	子 の 数				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上1人あたり
1. 家族手当	—	566.45 (32%)	1,292.23 (73%)	2,018.00 (114%)	725.77 (41%)
年齢加算					
(1) 10歳～15歳		159.31 (9%)			
(2) 15歳～		283.22 (16%)			
2. 児童手当 (APJE)					
A. 所得制限なし 妊娠4か月から出産後3か月まで	813.00 (45.95%)	1,626.00	2,439.00	3,252.00	813.00
B. 所得制限あり	813.00 (45.95%)	813.00	813.00	813.00	—
所得上限					
(1) 働き手1人	80,604,000	96,725.00	116,070.00	135,415.00	19,345.00
(2) 働き手2人	106,522.00	122,643.00	141,998.00	161,333.00	19,345.00
3. 家族補足手当					
(1) 3歳未満児	737.00 (41.65%)	1,434.00	2,211.00	2,948.00	737.00
(2) 3歳以上3子 所得上限 (APJEに同じ)	—	—	737.00	737.00	—
4. 片親手当	3,540.36 (200%)	4,425.45 (250%)	5,310.54 (300%)	6,195.63 (350%)	885.09 (50%)
5. 家族支援手当					
(1) 両親がいない場合	531.05 (30%)	1,062.10	1,593.15	2,124.20	531.05 (30%)
(2) 片親がいない場合	398.29 (22.5%)	796.58	1,194.87	1,593.16	398.29 (22.5%)
6. 新学期手当	354.03 (20%)	708.06	1,062.09	1,416.12	354.03
所得制限	77,089.00 (130%)	94,879.00 (160%)	112,669.00 (190%)	130,459.00 (220%)	17,790.00 (30%)
7. 養育手当 (APE)					
(1) 仕事を離れた場合	—	—	2,524.00 (142.57%)	—	—
(2) 仕事を半減した場合	—	—	1,262.00	—	—
8. 特別教育手当					
(1) 本来の手当	—	—	—	—	566.45 (32%)
(2) 1級障害	—	—	—	—	1,274.25 (72%)
(3) 2級障害	—	—	—	—	424.84 (24%)
9. 引越手当 (最高額)	—	—	4,188.96 (240%)	4,538.04 (260%)	349.08 (20%)

(注) 括弧内の数字は算定基礎月額 (1,770.18フラン) に対する割合である。

- (7) 新学期手当 [b] [A]
- (8) 片親手当 (API) [c] [A]
- (9) 育児手当 (APE) [a] [B]
- (10) 家庭保育手当 (AGED) [a] [A]

これらのほかに、家族政策から家族手当制度に組み入れられてはいるが、国庫財源によっている成人障害者手当 (AAH) などの給付を経理上含めている。

家族手当給付は、その目的または支給条件によって分類することができる。前者の場合、出産関連給付 [a]、特定目的給付 [b]、所得補助給付 [C]、および住宅関連給付 [d] に分類し、後者の場合、所得によって支給がきまる場合 [A] と所得によらない場合 [B] に分類できる。上記手当に付した [] の中はこの分類によるものである。

家族手当給付の多くは、所定の算定基礎月額にもとづいて算出される (1988年7月1日現在の算定基礎月額は1770.18フラン。表9)。

最近の動向としては、フランスに居住し、所定の年齢条件を満たし、かつ社会に同化し、職業につくために企図される事業に参加する者に最低所得保障を行う目的で支給される同化最低所得 (revenu minimum d'insertion) に関する法案がある。同化最低所得は、本来の家族手当給付ではなく、その財源は国庫とし、その一部は一種の富裕税 (impôt de solidarité sur la fortune) によるとされているが、給付支払事務は家族手当金庫に委任することになっている。

この同化最低所得を新設する理由として、「国も国民も我が国の福祉の水準は世界でもっとも高いものの一つであることを知っている。今日、ほぼすべてのフランス人は医療保険によってカバーされ、退職者は年金によって貧困と縁がなくなり、児童扶養のための費用も他の国

々より補償されているが、その一方で新たな貧困とよばれる現象が生じている」(法案第1条)と述べ、大量失業にともなう新しい貧困層の出現に対処し、また低下する勤労意欲や社会的責任感の回復を図ろうという意図がよみとれる。この同化最低所得に対し、むしろ貧困を「制度化」する恐れがあるだけでなく、運営面および財政面での管理も難しいという指摘がなされ、また、いわゆるアングラ労働を助長し、同化最低所得受給要件を満たす仕事しかしない者をつくり出すことを危惧する声もある。さらに、同化最低所得制度は、家族連帯の崩壊を法的に認知するものであること、夫婦より単身者に有利であること (子ども1人を扶養する場合、見かけ上の単身者は4,600フラン支給されるのに対し、夫婦であると3,600フランとなってしまう)、地域格差を生むこと、多子家庭に不利であること、同化最低所得の算定基礎所得に家族給付を算入するために家族給付のもつ本来の性格 (家族扶養負担の平準化) を弱めることなどの欠点をもつことが予算審議の過程で指摘されている。

1981年に社会党が政権の座についた際にとられたのは、家族手当と人口政策とを結びつけないこと、所得とリンクさせないこと、子どもの扶養負担援助に焦点を絞るという方向であったが、政権をとり戻した保守政権のもとで、再び家族政策において人口政策重視の方向がとられた (1986年の家族手当改革: Le Plan Famille) ことはさきに述べたが、1987年に再度返り咲いた社会党政権の家族政策は一貫性を欠くものとして出生率回復重視の家族政策を掲げる保守派から批判を浴びている。そうした批判のなかで、3子以上の子を扶養する45歳以上の母親の医療を無料とし、55歳から65歳までの子持ち寡

婦の遺族年金に特別加算し、出産休暇期間を勤続年数に算入するなどを含む家庭で子どもを育てる母親の福祉権を設定した1988年1月5日の法律は、1986年の家族手当改革の理念を受け継ぐものとして評価されている。

参考文献

- 1) La Politique Familiale Globale, CES, 1981
- 2) La politique familiale en France depuis 1945. Documentation Française, 1985
- 3) Y. Castellan: La Famille, PUF, 1986
- 4) P. Canonge: La politique familiale, Revue française des Affaires sociales, no. 4 Numéro spécial, 1980
- 5) M. Laroque: Systèmes familiaux et la politique de la famille en France, Revue française des A. S., no. 1, 1981
- 6) J. Bichot: Le quotient familial, Droit social' no. 6, juin 1981
- 7) La famille: une idée moderne, L'Express, 13 juin 1986
- 8) Lettre CAF, CNAF
- 9) Dossiers CAF, CNAF
- 10) Annuaire des Statistiques Sanitaires et Sociales 1987, Ministère des Affaires Sociales
- 11) Données Sociales 1987, INSEE
- 12) Avis présenté au nom de la Commission des Affaires Culturelles, Familiales et Sociales sur le projet de loi de finance pour 1989 (No. 160)
(ふじい りょうじ)